

令和2年5月15日

保護者様

倉敷市教育委員会

新型コロナウイルス感染症に関する感染症対策について

平素より、本市の教育活動にご協力いただきましてありがとうございます。

さて、全国都道府県に発令されていた緊急事態宣言も岡山県は解除され、学校が再開いたしましたが、今後も感染拡大防止に努め、できる限り感染を抑える必要があります。このため、次のように対応しますので、ご理解ご協力をよろしくお願ひいたします。

なお、新型コロナウイルスの感染症については、日々状況が変化しておりますので、変更が生じる場合もありますことをご了承ください。

1 出席停止等の扱いについて

- (1) 児童生徒の感染が判明した場合、あるいは濃厚接触者に特定された場合
- (2) 発熱等の風邪症状が見られ自宅で休養する場合
- (3) 医療的ケアが日常的に必要であったり、基礎疾患等があることで感染予防のため欠席する場合（主治医や学校医との相談のうえ欠席するべきと指示された場合）
- (4) 感染予防のため自主的に欠席する場合
- (5) 児童生徒が海外から帰国ってきて自宅で経過を観察する場合

【(1)～(5)で欠席する場合】

- ・ 出席停止等となり、欠席とはなりません。
- ・ 欠席する場合及び、再び登校できるようになった場合は必ず学校に電話連絡をしてください。（学校に欠席連絡が入った日から再び登校できるという保護者からの申し出があるまでが出席停止となります。さかのぼって出席停止にすることはできません。）
- ・ ただし、(1)の場合は、主治医または保健所等の指示に従い、登校が認められたうえで連絡してください。
- ・ 医師による出席停止指示書及び治癒証明書は不要です。

2 上記の事由以外（ケガや家事等）で欠席した場合について

登校すべき日に上記の事由以外で欠席した場合については、欠席となります。ただし、インフルエンザ等の学校保健安全法で定められた疾病については従来通り出席停止となり、出席停止指示書及び治癒証明書が必要となります。

3 基本的な感染症対策

登校前の検温、手洗いやマスクの着用、保護者による健康観察などをしっかりと行ってください。